

通勤手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年 3月27日

佐賀県人事委員会委員長 大 西 憲 治

佐賀県人事委員会規則第 9 号

通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

通勤手当に関する規則（昭和33年佐賀県人事委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>第 9 条の 9 県職員給与条例第10条第 4 項の同条第 3 項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員及び学校職員給与条例第11条の 3 第 4 項の同条第 3 項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) <u>外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年佐賀県条例第 3 号）第 2 条第 1 項若しくは公益的法人等への佐賀県職員の派遣等に関する条例（平成13年佐賀県条例第46号）第 2 条第 1 項の規定による職員の派遣（以下第10条の 2 第 1 項第 3 号、第10条の 3 第 2 項第 2 号及び第10条の 4 第 2 項において「職員派遣」という。）から職務に復帰した職員又は職員の分限に関する条例（昭和27年佐賀県条例第18号）第 2 条第 1 号の規定による休職から復職した職員のうち、県職員給与条例第10条第 1 項第 1 号若しくは第 3 号又は学校職員給与条例第11条の 3 第 1 項若しくは第 3 号に掲げる職員で、当該復帰又は復職の直前の住居（当該復帰又は復職の日以後に転居する場合において、特別急行列車等を通勤のため利用する経路に変更が生じないときの当該転居後の住居及び人事委員会がこれに準ずると認める住居を含む。）からの通勤のため、特別急行列車等でその利用が第 9 条の 4 に規定する基準に照らし</u></p>	<p>第 9 条の 9 県職員給与条例第10条第 4 項の同条第 3 項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員及び学校職員給与条例第11条の 3 第 4 項の同条第 3 項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) <u>次に掲げる事由が生じた職員のうち、県職員給与条例第10条第 1 項第 1 号若しくは第 3 号又は学校職員給与条例第11条の 3 第 1 項若しくは第 3 号に掲げる職員で、当該事由の発生の直前の住居（当該事由の発生の日以後に転居する場合において、特別急行列車等を通勤のため利用する経路に変更が生じないときの当該転居後の住居及び人事委員会がこれに準ずると認める住居を含む。）からの通勤のため、特別急行列車等でその利用が第 9 条の 4 に規定する基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（当該事由の発生の直前の勤務地と所在する地域を異にする公署に在勤することとなったことに伴い、通常の通勤の経路及び方法による場合には当該事由の発生前の通勤時間より長時間の通勤時間を要することとなること等の通勤の実情の変更を生ずる職員で、特別急行列車等を利用しないで通勤するものとした場合における通</u></p>

改正前	改正後
<p>て通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（当該復帰又は復職の直前の勤務地と所在する地域を異にする公署に在勤することとなったことに伴い、通常の通勤の経路及び方法による場合には当該復帰前の通勤時間より長時間の通勤時間を要することとなること等の通勤の実情の変更を生ずる職員で、特別急行列車等を利用しないで通勤するものとした場合における通勤距離が60キロメートル以上若しくは通勤時間が90分以上であるもの又は交通事情等に照らして通勤が困難であると人事委員会が認めるものに限る。）</p> <p>(2)・(3) 略 別表第2（第8条の2関係）</p>	<p>通勤距離が60キロメートル以上若しくは通勤時間が90分以上であるもの又は交通事情等に照らして通勤が困難であると人事委員会が認めるものに限る。）</p> <p><u>ア 地公法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定による採用（地公法第28条の2第2項の規定により退職した日（地公法第28条の3の規定により勤務した後退職した日及び当該採用に係る任期が満了した日を含む。）の翌日におけるものに限る。）をされたこと。</u></p> <p><u>イ 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年佐賀県条例第3号）第2条第1項又は公益的法人等への佐賀県職員の派遣等に関する条例（平成13年佐賀県条例第46号）第2条第1項の規定による職員の派遣（以下第10条の2第1項第3号、第10条の3第2項第2号及び第10条の4第2項において「職員派遣」という。）から職務に復帰したこと。</u></p> <p><u>ウ 職員の分限に関する条例（昭和27年佐賀県条例第18号）第2条第1号の規定による休職から復職したこと。</u></p> <p>(2)・(3) 略 別表第2（第8条の2関係）</p>

改正前		改正後	
原動機付以外の交通用具を使用する職員		原動機付以外の交通用具を使用する職員	
自転車等の片道の使用距離	通勤手当の額	自転車等の片道の使用距離	通勤手当の額
略	略	略	略
5キロメートル以上10キロメートル未満	<u>4,100円</u>	5キロメートル以上10キロメートル未満	<u>4,200円</u>
10キロメートル以上15キロメートル未満	<u>6,500円</u>	10キロメートル以上15キロメートル未満	<u>7,100円</u>
15キロメートル以上20キロメートル未満	<u>8,900円</u>	15キロメートル以上20キロメートル未満	<u>10,000円</u>
20キロメートル以上25キロメートル未満	<u>11,300円</u>	20キロメートル以上25キロメートル未満	<u>12,900円</u>
25キロメートル以上30キロメートル未満	<u>13,700円</u>	25キロメートル以上30キロメートル未満	<u>15,800円</u>
30キロメートル以上35キロメートル未満	<u>16,100円</u>	30キロメートル以上35キロメートル未満	<u>18,700円</u>
35キロメートル以上40キロメートル未満	<u>18,500円</u>	35キロメートル以上40キロメートル未満	<u>21,600円</u>
40キロメートル以上	<u>20,900円</u>	40キロメートル以上	<u>24,400円</u>

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。